

那須烏山市庁舎整備検討委員会設置及び運営規程

令和5年4月24日
那須烏山市規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、市役所の新庁舎の整備に関し調査及び検討するための庁舎整備検討委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市役所の新庁舎の整備に関する構想、計画その他庁舎整備に関する調査及び検討に当たり、幅広い見地から意見を求め、これを反映させるため、庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討し、市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎整備基本構想に関すること。
- (2) 庁舎整備基本計画に関すること。
- (3) その他庁舎整備に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第4条 委員会の委員は15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 庁舎整備に関し識見を有する者
- (2) 市内各種団体から推薦のあった者
- (3) 公募により選考した市内に在住する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から前条の諮問に係る調査及び検討が終了するまでとする。

3 退任等により委員が欠けたときは、必要に応じてこれを補充することができる。この場合における委員の任期は、前項と同様とする。

4 市長は、前2項の規定により任期が終了した場合において、引き続き同じ委員に次の諮問に係る調査及び検討を行わせることが適当であると認めるときは、再度同じ者に委員を委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者、庁舎整備に関し識見を有する者等の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償及び実費弁償)

第8条 委員に対しては、その職務に対する謝礼として、予算の範囲内で報償金を支給する。
2 前項に定めるもののほか、委員が職務のための旅行をしたときは、那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第32号）の定めるところによりこれに要した実費を弁償することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(那須烏山市庁舎整備等検討委員会設置及び運営規程の廃止)

- 2 那須烏山市庁舎整備等検討委員会設置及び運営規程（平成29年8月那須烏山市規程第16号）は、廃止する。